

国立大学法人長崎大学と福島県川内村との包括連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学と福島県川内村（以下「両者」という）は、東京電力（株）福島第一原子力発電所事故を受けて、相互の包括的な連携を強化し、川内村の復興と活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が有する資源の効果的な活用と、両者の緊密な連携・協力により、川内村の復興と活性化に向けた様々な課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）土壌等の放射性物質測定を通じた、除染効果の評価に関すること。
- （2）食品・飲料水等の放射性物質測定を通じた、住民の安全・安心の担保に関すること。
- （3）健康相談や講演活動、検診等を通じた住民の健康管理に関すること。
- （4）保健医療福祉活動等を通じた住民の健康増進に関すること。
- （5）その他本協定の目的を達成するために必要な事項

（連携推進会議）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を置く。

- 2 連携推進会議に関する事項は、両者が協議の上、別に定める。

（連携拠点設置）

第4条 第2条の連携事項を円滑に推進するため、両者の連携拠点を川内村に設置する。

- 2 連携拠点に関する事項は、両者が協議の上、別に定める。

（守秘義務）

第5条 両者は、この協定に基づく活動により相手方から知り得た守秘事項について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、そのいっさいについて守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得

た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成25年 4月20日

国立大学法人長崎大学

学 長



福島県川内村

村 長

